

鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助制度の概要について【令和3年度版】

鎌倉市では、安全安心まちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組みを支援するため、自治・町内会などの自主防犯活動団体が地域防犯カメラを新規に設置する際に要する経費の一部を補助する制度を平成28年10月に創設いたしました。

令和3年度の補助制度の概要については、次のとおりです。

1 補助対象団体

自治・町内会など地域住民で組織された自主防犯活動団体

2 補助制度の対象

(1) 地域防犯カメラは、地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものとします。

(2) 補助対象経費

ア 新規で設置する防犯カメラの設置に係る費用（機器等の購入費及び設置のための工事費）※リース・レンタルを除く。

イ 防犯カメラの撮影を示す看板設置費用等

※設置後の電気料や維持管理の費用は全て自己負担になります。

3 補助率等について

補助率(額)は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、270,000円のいずれか低い額。

(1) 神奈川県及び鎌倉市で4分の3を補助します。団体様の負担は、4分の1です(設置費用が36万円以下の場合)。

(2) 1台あたりの補助上限額は、270,000円で、申請台数の制限はありません。ただし、神奈川県地域防犯力強化支援事業による補助金の交付が決定した案件に限り、予算の範囲内において補助金の交付を行うものです。このため、希望通りに補助できない場合があります。

【補助金額と団体様の負担額の算出例】

例1 防犯カメラと設置費用の合計が36万円の場合

$36 \text{万円} \times 0.75 (\text{補助率}) = 27 \text{万円}$ (上限の範囲内) …補助額

$36 \text{万円} - 27 \text{万円} = 9 \text{万円}$ …団体様の負担額

例2 防犯カメラと設置費用の合計が50万円の場合

$50 \text{万円} \times 0.75 (\text{補助率}) = 37 \text{万} 5,000 \text{円} > 27 \text{万円}$ …補助額

50万円に補助率を乗じて得た額が補助上限額を超えるため
補助額は補助上限額である27万円となります。

$50 \text{万円} - 27 \text{万円} = 23 \text{万円}$ …団体様の負担額

例3 防犯カメラと設置費用の合計が30万円の場合

$30 \text{万円} \times 0.75 (\text{補助率}) = 22 \text{万} 5,000 \text{円}$ (上限の範囲内) …補助額

$30 \text{万円} - 22 \text{万} 5,000 \text{円} = 7 \text{万} 5,000 \text{円}$ …団体様の負担額

4 補助金の申請時期について

令和3年(2021年)7月2日(金)までに地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書類をご提出ください。裏面の申請スケジュール(予定)もご参照ください。

(裏面に続きます)

5 主な遵守事項について

- (1) 設置場所の所有者や管理者、地域住民等からの設置の同意を得ること。
- (2) 「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な設置及び運用を行うこと。
- (3) 設置後、5年間は継続して運用すること。

6 申請スケジュール(予定)

目安の日程	内容	
令和3年 (2021年)	<p>●設置プランの作成・必要経費の把握</p> <p>【準備に必要な主な書類】</p> <p>ア 見積書(設置箇所ごとの内訳が分かるもの)</p> <p>イ 防犯カメラ・録画機器の仕様が分かるもの(仕様書、カタログ等)</p> <p>ウ 防犯カメラ設置予定場所の図面(地図等)及び写真</p> <p>エ 団体規約の写し</p> <p>●地域の合意形成、設置場所に応じた各種調整</p> <p>補助金交付申請時には、地域防犯カメラの設置が自治・町内会等の総会等で承認されている必要があります。そのため、総会等が開かれるまでの期間に地域防犯カメラの設置及び運用要領等を策定のうえ、地域の方への説明を行い、合意を得る必要があります。また、設置する場所に応じて利用する許可を得る必要があります。</p> <p>【主な調整項目】</p> <p>ア 地域住民への説明・合意の形成</p> <p>イ 防犯カメラ管理責任者の選任</p> <p>ウ 地域防犯カメラの設置及び運用要領の策定</p> <p>エ 設置箇所の所有者との調整</p> <p>オ 警察署との協議</p> <p>カ 占用の承諾(設置する場所に応じて)</p>	
	4月～6月	<p>★総会等での議決</p> <p>地域防犯カメラの設置について、自治・町内会等の総会等で議決してください。(承認されたことを証する議事録等を残してください。)</p>
	(4月30日まで)	<p>★鎌倉市地域防犯カメラ設置計画調査票の提出</p>
	7月2日まで (期限厳守)	<p>★補助金交付申請書一式の提出(申請書は、市のホームページでも掲載しています)</p> <p>ア 地域防犯カメラ設置費補助金申請書(市指定様式)</p> <p>イ 地域防犯カメラ設置費補助事業計画書(市指定第2号様式)</p> <p>ウ 地域防犯カメラ設置費補助事業収支予算書(市指定第3号様式)</p> <p>エ 団体調書(市指定第4号様式)及び団体規約の写し(任意書式)</p> <p>オ 地域防犯カメラ管理責任者届出書(市指定第5号様式)</p> <p>カ 地域防犯カメラ設置見積書(任意書式)</p> <p>キ 地域防犯カメラの仕様が分かる書類(仕様書等)(任意書式)</p> <p>ク 地域防犯カメラ設置場所の図面(地図等)及び写真(任意書式)</p> <p>ケ 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書(市指定第6号様式)</p> <p>コ 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領(任意書式)</p> <p>サ 地域防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類(任意書式)</p>
	10月以降	<p>補助金交付決定(申請団体に対し、交付の決定を通知します。)</p>
	12月末迄	<p>補助金交付決定後に防犯カメラ取り付け工事の実施</p>
	(2022年)	<p>●補助事業実績報告書一式の提出</p>
		1月～3月

- ◆ 令和3年度の補助金の申請は、1回のみとなっておりますので、ご注意ください。
- ◆ 神奈川県状況等により、補助金交付の時期や申請期限が変更になる可能性があります。

【担当：地域のつながり課 安全安心担当(電話 0467-23-3000 内線 2955)】